法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-17

# 徳川時代の金堀友子に関する考察 : 徳川期における鉱夫の階級形成(1)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)
法政大学経済学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経済志林 / The Hosei University Economic Review
(巻 / Volume)
49
(号 / Number)
4
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
52
(発行年 / Year)
1982-03-15
(URL)
https://doi.org/10.15002/00008431

# 徳川時代の金堀友子に関する考察

## ——徳川期における鉱夫の階級形成（一）——

村串仁三郎

一、はしがき
二、徳川時代の鉱山業と鉱山労働者
三、徳川時代における友子
(1) 友子以前の鉱夫の組織動向
(3) 友子の成立
(2) 資料にみる友子の実態（以上本号）
四、徳川時代における鉱山争議

### はしがき

日本の鉱山労働者の階級形成、あるいは鉱夫の労働組合組織化の試みは、これまでの研究においては、一般に明治三五年の北海道夕張炭鉱における労働至誠会の設立によって、端初的に認められてきたにすぎない。[1] しかしこの労働至誠会の結成は、決して突発的に行なわれたのでも、一朝一夕になされたものでもない。それは、明治維新期

から明治三五年に至る日本の鉱山業の発展過程において育まれてきたというだけでなく、徳川時代の鉱山業の発展過程においても育まれてきたというべきなのである。

日本の鉱山業は、一七世紀から一九世紀中葉の維新期まで、永い歴史過程を経て、大規模経営を中心に中小規模の経営を伴いつつ独自に発展してきた。そこには、大量の雇用される熟練鉱夫や不熟練鉱夫が集積されてきた。そして、鉱夫たちは、自らの置かれている条件を幾分とも自覚的に認識し、時として自らの生活・労働の条件を維持改善するために立ち上り、西欧の鉱夫のように、友子と呼ばれる雇用鉱夫の同職組合（クラフト・ギルド）[2]を組織し、自らの利益を擁護し、近代的な階級として萌芽的に形成してきたのである。労働至誠会は、徳川時代に形成された日本的な雇用鉱夫ギルドである友子の発展形態であり、友子の存在なしには形成しえなかった組織である。

維新後の日本の鉱山業の近代化は、徳川期に蓄積されてきた鉱山技術、鉱夫の熟練を基盤にして、西欧技術の導入を成功裏に果たすことによって実現した。日本の鉱山業は、伝統産業の基盤の上に近代化の行なわれた度合が著しく大きい点で、他の機械金属などの産業と異なっており、それはまた、維新後の鉱山業内の労資関係にも大きく作用した[3]のである。維新後の最大の近代的産業であった鉱山業において、いち早く労資紛争が生じ、近代化の過程で鉱夫たちが、階級的に陶冶されていったのは、そのためである。

西欧技術の移入によって形成された金属工業、鉄道、印刷業などにおいて組織された労働組合は、直接西欧式の労働組合の模倣として組織されたが、労働至誠会は、それと違って、徳川時代に形成された友子を基盤にして組織されたのである。別の表現をすれば、徳川時代に形成された友子は、維新後の鉱山業の近代化の過程で発達し、一定の段階に独自に労働組合への成長志向を示し、西欧式労働組合運動の影響を受けながら、近代的労働組合へと発展していったのである。

小論は、これまで日本の労働運動史、労資関係史の研究において、殆んど欠如していた右の如き視点から、徳川時代における鉱山労働者の歴史を再検討し、徳川時代の鉱山労働者の階級形成の試みを分析し、維新後の鉱夫組合運動の前史となし、鉱夫組合運動自身のより正しい理解を深めようとするものである。

（1）例えば、隅谷三喜男『日本労働運動史』、有信堂、六三頁。

（2）友子についての一般的議論については、拙稿「友子研究の回顧と課題」、『経済志林』四八―三を参照。友子の具体的検討については、小論及び続稿でなされる。

（3）このような主張は、国連大学における日本の近代化についての研究プロジェクトの仕事のなかでなされている。例えば、拙稿『日本石炭業の技術と労働』、佐々木潤之助『伝統的鉱業技術の体様』（国連大学の研究報告書）を参照。

## 一　徳川時代の鉱山業と鉱山労働者

わが国の鉱山業は、貨幣材料と輸出品である金銀の生産を目的として、一六世紀中葉から一七世紀にかけて著しい発達をみせた。一七世紀の中頃からは、金銀の生産が衰えて、輸出品の主要品目であった銅の生産が発展した。鉱山業は、徳川時代を通じて農業を別にすれば、産業のうち最大のもの[1]であった。因に、一七世紀初期の世界の銀生産量は、年産四〇万キロ・グラムと推定されているが、日本では輸出だけでも二〇万キロ・グラムと推計されている。また銅の生産も一七世紀末には、精銅で年産一〇〇〇万斤（六〇〇〇トン）で、世界最高であ[2]ったといわれている。しかし、日本の鉱山業は、次第に富鉱を堀り尽し、技術の停滞もあって幕末まで徐々に衰退していった。

全国政権を樹立した豊臣秀吉は、一六世紀末には、大きな財源であった金銀銅の諸鉱山を重視し、鉱物王有制を主張し、全国主要鉱山を天領として掌握した。秀吉を倒した徳川家康は、秀吉の鉱業政策を基本的に継承し、諸鉱

山を公儀の山として絶対的な領有権を主張した。そして、石見、生野、伊豆、佐渡の重要鉱山を幕府の直轄地として直接支配下においた。藩領の鉱山に対しては、試掘、開坑、採掘を出願許可制にし、鉱山経営を管理し、租税を課し、産物の流通を独占的に支配し、経営情況をみては上知したり下知したりした。

徳川時代における鉱山経営の形態には、一般に領主が奉行や代官や会所を置いて直接鉱山を支配経営する直山と、請負主である山師や商人が領主に対して一定期間鉱山を請負って経営にあたり、約定の運上を上納する請山との二形態があった。もっとも直山も領主による直接経営は少なく、山師や金名子、下稼人などの請負人に経営を委ねる場合(3)が多かった。

鉱山の生産様式は、基本的には、採鉱部門と製錬部門にわかれ、採鉱部門は、鉱脈の探索、試掘、開坑、そして採鉱の業務からなり、採鉱は、鉱脈を追って坑道を開き、鉱脈から鉱石を採取して、坑外に運搬する作業を意味する。その間、資材の搬入や涌水の排水、たがねの鍛造、ズリの搬出など種々の派生的作業を伴う。製錬部門は、鉱石の撰好、破砕から冶金精錬の業務を行なう。このほか材木の伐採、運搬、炭の加工、排水用樋や桶その他の鉱業用の原材料、道具類の製造、保修を行なう作業をも伴う。

かくして鉱山業は、幾分とも大規模になる

第1表　別子銅山の労働力編成

| | 正徳5年(1715) | 文化5年(1808) |
|---|---|---|
| | 人 | 人 |
| 掘子(掘大工) | 450 | 419 |
| 水引 | 105 | 457 |
| 得歩引 | 50 | 135 |
| 鍛冶 | 15 | 13 |
| 鏈持 | 58 | 100 |
| 銅吹大工 | 39 | 34 |
| 〃手伝 | 181 | 124 |
| 焼木伐 | 107 | 201 |
| 日傭 | 78 | 93 |
| 砕女 | 462 | 297 |
| 炭焼 | 1,500 | 338 |
| 鍛冶炭焼 | 28 | 30 |
| 炭山中持 | 190 | 244 |
| 立川中持 | 151 | 312 |
| 商人薪伐 | 110 | 55 |
| 山師家内(奉公人) | 110 | 121 |
| 計 | 3,634 | 2,973 |

注　小葉田『日本鉱山史の研究』18頁より。

と種々の分業からなる大生産体系を組織することになる。そこには、尨大な労働力が集積され、鉱山町が形成され、熟練労働力が必要とされた(第1表参照)。

例えば、幕府が直営した佐渡鉱山[4]は、一七世紀の初めには一〇万人近くの労働力を集積し、一七世紀末の衰退期でさえ、八、〇〇〇人以上、一八世紀以降も数千人から二万人近くの労働力を擁していた。そのほか院内、阿仁、生野[5]、尾去沢[6]、別子[7]などの有名鉱山には数千人の労働力が集積されていた。また各地には、拾数人から数百人の労働力を擁する中小鉱山[8]も多かった。全国の鉱山業における労働力は、最盛期には二〇～三〇万人、衰退期でも数万人に達していたと思われる。

これらの労働力は、如何なる生産関係の下に編成されていたのであろうか。徳川時代の鉱山経営は、極めて複雑であったから、労働力の編成も極めて多様であり、一概に特徴づけるのは難しいが、一般的には、採鉱部門では直山にしろ請山にしろ、一坑または数坑の採鉱を領主から請負う山師か、または坑内の敷(しき)と呼ばれる採坑場を請負う金名子が、直接労働者を雇[9]うことが多い。製錬部門では、買石(かいいし)と呼ばれる請負師に雇われる。間接部門の雇用は、領主の場合もあれば、山師の場合もあった。この場合の雇用形態は、明治維新後の飯場制度のように二元的[10]であり、純粋な資本主義的企業のように資本・賃労働関係の一元的関係ではなかったことは間違ない。

とはいえ、徳川時代の鉱山業における生産関係は、それが多分に幕藩権力によって封建的に粉飾されていても、雇用形態をとっていたことは否定できない。この雇用関係をどのように評価するかは、史観によって種々異なるが、私は、従来のようにその封建的隷属性を強調する通説的傾向の見解[11]と違って、近代的傾向を強調する立場[12]をとりたい。

徳川時代において、鉱山への大量の労働力の調達は、一般的傾向として、封建的権力の発動によって、強制的に

行なうことはあまりに限界があり、不可能なことであった。それ故、労働力の調達は、一般に経営主体が幕藩であれ、商人資本、山師であれ、貨幣経済を媒介とした労働者の雇用、すなわち労働力の商品形態による以外にはありえなかったのである。[13] 特に熟練を要する採鉱、製錬の基幹労働力はそうであった。そのような労働者は、鉱山周辺の農民を権力的に調傭することによっては、決して調達できるものではない。不熟練の労働力さえ、周辺の農民を権力的に長期間調傭しておくことは困難である。そのようにすることは、幕藩体制の根幹をなす封建的農業生産の体制を危殆に陥れ、自他ともに認め難いことであった。事実、不熟練の水替人夫の権力的な動員さえ、農民から強い抵抗[14]にあっている。また農民が鉱山で働くことを、農業生産を危機に落し入れるものとして[15]禁止した藩もある。

かくして鉱山における労働力の調達は、農村から排出された水呑の脱農層、脱落した武士、共同体から脱出した犯罪者、脱落者などを、雇用することによって行なわれた。また種々の特権、制約を付して鉱夫階級を形成し、彼らを鉱山において再生産することによってなされた。[16]

幕藩の鉱山労働政策は、かようにして、ある程度自由な雇用を認める政策として展開された。その一端は、徳川時代に全国的に流布されていた「山例五十三ヵ条」のなかに典型的にみられる。山例五十三ヵ条は、鉱山を一定程度治外法権的地域と定め、鉱夫に一定の特権を与え、鉱山への労働力流入を容認し、鉱夫の移動を認めている。すなわち。

第二条目「山師、金掘を野武士と号すべし」

第三条目「山師金掘師山法師の儀は国々関所見石一ト通りして可相通事

但し見石の儀は兼て関所に於て備置、見分させ可通事、備無之は其関所不念たるべし」

第一七条目「山師・金掘師人を殺し山内に駆込とも、留置、子細を改め、何事も山師金掘の筋明白相立候はば、

留置相働かせる可申事」

第三六条目「金掘師行暮候はば、其所にて一宿致させべき事」

鉱山業においてある程度の自由な雇用は、次の事情によって必然化されている。第一に、一般に鉱山における労働力需要は、きわめて可変的であり、そのため労働力の流動性が不可避であることにある。鉱山の開発には新たな熟練鉱夫が必要であり、富鉱の発見、新坑の開さくには、多くの追加労働力が必要である。逆に鉱脈の掘り尽し、坑の放棄は、多くの労働力を不要にし、過剰にする。その場合、新たな労働力は、どこからか調達しなければならず、過剰不要な労働力は、鉱山で長期には扶養されえず、他山に雇用の機会を求めて流動しなければならない。もし鉱夫の流動を体制として禁止するならば、鉱山業は、労働力の安定的な確保を保障されず、産業として成立しなかったであろう。

第二に、鉱山業における労働力の熟練は、一朝にして獲得されないのであって、鉱山において長期間の修業によってのみ形成される。例えば、採鉱労働は、鉱床や地層、鉱石についての一定の知識を必要とし、また労働生産性は、そうした知識に加え、鑿（たがね）（のみ）と鎚（つち）（ハンマー）を上手に使いこなす技術に依存している。鉱夫の採鉱技術は、鉱山での生活・労働秩序、規律とともに、鉱夫が徒弟制度を通じて、長期間にわたって修得されるものである。従って、一鉱山において、熟練鉱夫が不要になったからといって、彼らをそこで消滅させるわけにはゆかない。鉱山業にとっては熟練鉱夫は、社会的に存在し、自由な労働市場を通じて、必要に応じて獲得できるようになっているのでなければならない。

かくして、徳川時代の鉱山業においては、同一領内の地方労働市場だけでなく、領外にまたがる広域の労働市場、更には全国的な規模の労働市場が形成された。この事は、幾多の資料によって確証される。

第2表　院内鉱山人口の生国別構成

（1617年頃）

| | 人　数 | % |
|---|---|---|
| 畿　内 | 106 | 5.4 |
| 東　海 | 405 | 20.6 |
| 東　山 | 507 | 25.8 |
| 北　陸 | 311 | 15.8 |
| 山　陽 | 482 | 24.5 |
| 山　陰 | 76 | 7.5 |
| 南　海 | 22 | |
| 西　海 | 52 | |
| 計 | 1,961 | 100.0 |

注『続院内銀山記』より作成

第2表は、一七世紀初めの院内鉱山の鉱山人口の生国を調べたものである。一九六一人のうち、地元の東北出身者は二五・八％にしかすぎず、隣接の北陸地方出身が一五・八％、そのほか東海地方二〇・六％、遠く畿内地方が五・四％、山陽地方が二四・五％、山陰、南海、西海の遠方出身者が七・五％にも達している。この事実は、院内鉱山の鉱夫が各地から集まっており、すでに一七世紀初頭に全国的な労働市場が形成されていることを示している。[17] 第3表は、幕末の飛騨中小鉱山の鉱夫出身地を示したものであるが、同様の傾向を示している。

また第4表は、一九世紀初めにおける尾去沢鉱山の労働移動状況を示したものである。文化六年（一八〇九）の尾去沢鉱山の労働力人口は、二一七〇人であるが、新たに四九八人増加し、四一三人が減少した。増加人員の内訳は、鉱山内出生が四七人（全人口の二・一％）、自領から入山した者三七五人（一七・二％）、他領から入山した者一二三人（五・六％）である。減少人員の内訳は、死亡した者五一人（全人口の二・三％）、自領へ転出した者三〇一人（一三・八％）、他領へ転出した者一一二人（五・二％）となっている。

まず注目されるべきは、鉱山内での出生である。出生したものすべ

第3表　和佐保鉱山の友子親分鉱夫の出身地構成（1859年）

| 地　方 | 鉱　夫 | % |
|---|---|---|
| 飛　騨 | 32人 | 59.2 |
| 越　前 | 13 | 24.3 |
| 越　中 | 3 | 5.5 |
| 濃　州 | 4 | 7.4 |
| 能　州 | 1 | 1.8 |
| 山　城 | 1 | 1.8 |
| 計 | 54 | 100.0 |

後出和佐保鉱山の「坑夫取立面附」より作成

第4表　尾去沢鉱山労働力の流動状況（1809年）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 総人口 | 2,174人 | 100.0 | 男1,331 | 女　843 |
| 増加 | 来る者 | 498 | 22.9 | 350 | 148 |
| | 領内より | 375 | 17.2 | 259 | 116 |
| | 他領より | 123 | 5.6 | 91 | 32 |
| | 生るる者 | 47 | 2.1 | 29 | 18 |
| 減少 | 去る者 | 413 | 18.9 | 290 | 123 |
| | 領内へ | 301 | 13.8 | 199 | 102 |
| | 他領へ | 112 | 5.2 | 91 | 21 |
| | 死る者 | 51 | 2.3 | 35 | 16 |

注　麓『尾去沢・白根鉱山史』270頁より

てが鉱山労働力とはならないとしても、基本的には鉱山労働力となったであろう。この点を前提にすると、一年間の四七人の出生率は、総労働力人口の二・一％で、鉱夫の寿命を三〇年とすると、三〇年間に約一四一〇人が出生することになり、それは、鉱山労働力の約六五％に当る。この計算によれば、鉱山では、代々の鉱夫が、鉱夫総数の相当数を占めていたことが推測される。

因に、第5表に示したように幕末の一鉱山の人別帳によれば[18]、家族持鉱夫は少なくなく、その子供たちも親と一緒に働いていることがよくわかる。すなわち、三三人の戸籍のうち家族持は八人、八戸の家族は男女六人の子供を有しており、鉱山内での熟練労働力の再生産は、確実に行なわれたことに注目してよいであろう。

労働力の流動にも注目する必要がある。尾去沢鉱山の労働力は、一年間に在籍者の約二割が流動していること、五％強が他領に流動していることを示している。もちろんこれらの流動人口が、すべて自由な雇用者であったとはいえないにしても、ここには自由な労働市場の存在が反映していることは間違いない。

鉱夫がかなり自由に移動したことは、古くは後にみるように、キリシタンの鉱山への潜伏によっても窺い知ることができるし、宣教師が鉱夫に身を託すことによって、非合法下に鉱山を布教して廻った事実によっても証明される。

第5表

会津藩内某鉛山飯場人別
文久二年（一八六二）

仙台栗原郡　一之葉さま村　徳太郎
　　妻　かね
越後蒲原郡　下田長崎村　庄蔵
　　妻　しか
　　倅　万蔵
　　娘　かう
飛騨桝下郡　あだの郷大西村　粂吉
　　妻　とよ
　　倅　戻太郎
　　娘　きく
越後蒲原郡　村松在矢津村　市太郎
　　妻　さざ
　　倅　彦蔵
出羽オカチ郡　院内銀山　茂助
　　妻　とめ
　　娘　しみ
以下略

またこの点は、各地の鉱山において、賃下げや不利な情況が生じると、山師なども含め、鉱夫たちが離山していったことを示す資料によっても、証明される。一七四七年の尾去沢鉱山の一資料は、「右御直段下ニ準、山中働之者共手宛相減候処、掘子共離山仕候様ニ罷成」[19]とあり、一七九一年の阿仁鉱山の一資料も、「去々年迄者、出銅壱箇百斤ニ付、銭拾八貫弐百文餘相懸候処、去辰年改革仕候砌、重立候山師手代とも、幷末々之者迄多人数相減、其上諸運送等も相減候」[20]などと記している。

右の事実は、明らかに労働条件に不満な鉱夫が、他の鉱山に雇用機会を求めて転出していったことを意味し、そこに自由な労働市場が存在していること示している。もちろん「自由な労働市場」といっても、自ずから幕藩体制下の自由であって、かつて指摘したことがあるが、それは、制限つきの自由である。[21]徳川時代における鉱山の雇用は、幕府の基本的雇用政策に規定されて、維新後のように全く自由ではなかった。しかし、右の諸事実は、多くの論者のように、鉱山における雇用が、封建的で半隷奴的な拘禁的なものであるとみる見解とは符合していないように思われる。

採鉱、製錬の基幹をなす熟練鉱夫は、一般に年期雇用の形態をとっていた。彼らは、しばしば前借や借金を持つ限りで、雇主に拘束的立場に立たされる事もあったが、一般的に永続的な隷属性の下におかれたわけではなかった。[22]また

徳川幕府の雇用政策の原則に則って、鉱夫の契約の自由は制限され、特に契約解除の自由は彼らには存在しなかったように思われる。契約期間中の離山は、しばしば欠落（かけおち）として違法視され、債務があれば尚のことであった。しかしそうした制約にもかかわらず、一定の自由な雇用は存在し、また制限つきの自由な労働市場も存在していたのである。

鉱夫は、鉱山内の一定地域に集中して居住して生活したが、鉱物の不法な持出、密売の禁止のために、厳しい監視体制下におかれた。この事を雇用上の拘禁性と混同するむきもあるが、妥当な見解とはいえない。

専業鉱夫やいわゆる渡り鉱夫と呼ばれる鉱夫層の形成は、自由な労働市場の上にのみ成立しうるものである。このような鉱夫の鉱山経営からの相対的独自性こそ、鉱夫の独自の集団形成、あるいは同職組合（クラフト・ギルド）としての友子形成の基本的条件である。

（1）徳川時代の鉱山業については、尨大な文献があるが、ここでは、基本的なものとして、小葉田淳『日本鉱山史の研究』、岩波書店、一九六八年、日本学士院日本科学史刊行会編『明治前日本鉱業技術発達史』、日本学術振興会、一九五八年、西尾銈次郎『日本鉱業史要』十一組出版部、一九四三年、石川博資『日本産金史』、厳松堂書店、一九三八年、をあげておく。

（2）前掲『日本鉱山史の研究』、六―七頁参照。

（3）徳川時代の鉱山業の概要については、特に、同上書の第一部総説を参照。

（4）詳しくは、麓三郎『佐渡金銀山史話』、三菱金属鉱業、一九五六年、田中圭一『佐渡金山』、教育社、一九八〇年を参照。

（5）院内、阿仁、生野の鉱山については前掲『日本鉱山史の研究』を参照。

（6）麓三郎『尾去沢・白根鉱山史』、勁草書房、一九六四年、参照。

（7）平塚正俊『別子開坑二百五十年史話』、住友本社、一九四一年、参照。

（8）例えば、飛騨地方の中小鉱山については、三井金属鉱業編『神岡鉱山史』、一九七〇年、を参照。

（9）徳川時代の鉱山における労働と雇用については、資料不足のため必ずしも十分に解明されていないが、一連の鉱山史の研究を参照。就中、小葉田氏『日本鉱山史の研究』の総説を参照。

(10) この点については拙著『日本炭鉱賃労働史論』、時潮社、一九七六年を参照。
(11) 例えば佐々木潤之助「鉱山における技術と労働組織」、岩波講座『日本歴史』11、一九七六年、所収論文を参照。この見解は、いわゆる講座派系の論者に多い。
(12) この見解は、いわゆる講座派系に属さない論者にみられるが、必しも多くはない。小葉田、麓の論稿に加え、遠藤正男「銀山に於ける近代的労働者の萌芽」、同氏『九州経済史研究』、一九四二年、所収論文を参照。
(13) 徳川時代の鉱山業における雇用の必然性を含め、徳川時代の雇用の理論的性格については、拙著『賃労働政策の理論と歴史』、世界書院、一九七八年、第二篇の第一章において、やや詳論してあるので参照されたい。
(14) 例えば、麓『佐渡金銀山史話』、二六九—七〇頁参照。
(15) 小葉田『日本鉱山史の研究』、二〇—四頁。けだしこの場合、自領の鉱山に他領の農民や労働者を雇うことは、一般的には禁じられなかった。
(16) この点を実証するため逐一文献を挙げないが、主要鉱山史の論稿における労働又は雇用についての言及を参照。
(17) 例えば『院内銀山記』は、院内鉱山が慶長十二年（一六〇七）に開坑されると「多くの銀を掘出せば、はや遠国までかくれなく、……諸国の者共馳集る事夥し。」と記している。『日本庶民生活史料集成』第一〇巻、三一書房、五〇二頁。
(18) 『福島県史』第一〇巻、下、一〇七四頁を参照。
(19) 『秋田県史』資料、近世編、下、四三九頁。
(20) 同上、三五一頁。
(21) 拙著『賃労働政策の理論と歴史』、一八七頁以下参照。
(22) 小葉田『日本鉱山史の研究』。五六〇頁。

## 三　徳川時代における友子

### (1) 友子以前の鉱夫の組織的動向

以上みてきた徳川時代の鉱山業における雇用鉱夫たちは、与えられた諸条件のなかで、どのように階級的な形成

をなしとげていったのであろうか。

ウェッブがかつて指摘したように、「生活標準の保護に対して或る社会的団体が必要であったことは、実に全中世的秩序の指導原理であった」[1]ということが、一般的に認められるとすれば、徳川時代においても鉱山業になんらかのギルド的組織が形成される可能性はある。しかも、マニュファクチュア的鉱山の発展を前提すれば、そのギルド組織は山師や金名子の請負人のギルドではなく職業集団の親方層だけの親方ギルドでもなく、親方を含むか否かを別にして、雇用される職人鉱夫集団のクラフト・ギルドである可能性もありうる。しかも、その端初的形態は、ヨーロッパでみられたような宗教的な、なんらかの共済的な形態をとって現われるかも知れない。[2]

われわれは、徳川時代の鉱山史をふり返り、そうした種類の鉱夫組織の存在を探求してみたい。鉱山業におけるギルドということになれば、まず注目されるのは、山師仲間の存在であろう。採掘、製錬の経営者あるいは下請経営者層を形成した山師の仲間は、各地の鉱山において確認される。[3]しかし、今日の鉱山史の研究段階では、この山師仲間の独自の機能や組織についてほとんど研究がなされていない。この点は、今後の研究課題として残される。

徳川時代において、一般鉱夫のなんらかの自主的な組織を検証しようとする際に、まず第一に注目されるのは、一六世紀末～一七世紀初期の鉱山におけるキリシタン鉱夫[4]の存在である。

周知のように、キリスト教は、天文一八年（一五四九）にザビエルが鹿児島に渡来して以来、急速に広まり、一七世紀初頭には、信者七五万人[5]ともいわれるほど普及し、一七世紀中葉厳しい弾圧によって消滅するまで、わが国を席巻した。当時の支配者は、有力な財源をなす鉱山経営を発展させるために、先進国の鉱山技術の導入をはかり、またスペインを中心とするキリスト教布教国も、日本への布教の手段として鉱山技術の輸出をはかった。

例えば、家康は、慶長三年（一五九八）に、一宣教師を通じてスペインに「銀鉱採掘の方法をも伝へてほしい」[6]

旨要請し、また慶長一四年（一六〇九）には、スペインのフィリピン総督に「銀精錬に堪能な鉱夫五十人を招聘したい」[7]と要望している。この結果は、どうなったか定かではないが、スペイン側は、布教を有利にするために、鉱山技術者や熟練鉱夫を日本に移入したように思われる。すなわち、一方では、日本の鉱山関係者にキリシタンやその同調者が多く[8]、他方では、宣教師や布教者に鉱山技術者が少なくないのは[9]、そのためである。

かくして、慶長一九年（一六一四）に宣教師の大追放が行なわれて後、キリシタン禁教と弾圧が進むなかで、キリシタン信者たちが、鉱山、就中キリシタンに同情的な諸藩の多い日本の東北部の諸鉱山に潜伏して信仰を続け[10]、かたや宣教師たちは、東北部の諸鉱山で活発に布教活動を行なうことになるのである[11]。

こうした事態から、われわれは、鉱夫の階級形成に係わる興味深いいくつかの論点を摘出することができる。第一に、キリシタンの鉱山での活動は、それが非合法であればあるだけ周倒な組織活動を鉱夫に強いたであろうということである。

一般に、日本におけるキリシタンは、組あるいは組講とよばれる組織をもっていた。例えば『さんたまりやの御組』[12]に関する組織方針書によれば、五〇人ほどのメンバーを小組とし、それを集めた五〇〇から六〇〇人の組織を大組とし、更に大組を集めて親組としている。小組から2名の指導委員が出て、指導部を構成し、更に宣教師（パーデレ）とその助手（イルマン）が指導に加わった。組の活動は、自分たちの信仰の向上と布教、就中慈善事業を通じての布教であった。

鉱山においても、こうした組織は存在したことがほぼ確認される。フーベルは「一六世紀の末葉には日本の中部及び北部に多くの鉱山が発見され、多数の鉱夫達が入り込んだが、その中には切支丹達もあり、彼らは自分達だけで組を拵へていた」[13]と指摘している。事実例えば、寛永元年（一六二四）に、弾圧強化によって、秋田の院内鉱山で斬罪された二五人のキリシタン鉱夫に関する資料には、「信心組の組長」[14]という表現がみられる。わが国の鉱夫は、

一七世紀の初めに、キリスト教によってはじめて自主的な組織を持つことになったのである。

第二に注目すべき論点は、宗教組織は、決して内向的ではありえず、自ら信仰を深めるほか、他の鉱夫への布教、仲間の獲得を試み、そこに鉱夫たちの組織活動を生み、教育や慈善活動を行なったであろう、ということである。しかも当時鉱夫は、全国にわたって流動しており、キリシタン鉱夫は、少なくとも東北地方に限っても一鉱山を越[15]えて、他鉱山の鉱夫と連帯したことが予想される。

しかし、今キリシタン鉱夫の組織活動[16]を具体的に示す資料を欠いている。とはいえ、二、三の断片的資料や事実は、興味深い。例えば、弾圧の厳しいなかで外人宣教師を鉱山から鉱山へ移動させる際に渡り鉱夫のグループを編成して、鉱夫に化けた宣教師をグループの一員にして安全に[17]移動させている。また、キリシタン鉱夫の中に朝鮮人鉱夫が混っているが、彼らは、秀吉の朝鮮侵略時に日本に捕虜として連れて来られて後、キリシタンたちの囚人救済活動によってキリシタンに帰依させられた人々である。[18]また一般に慈善活動として捨子、遺児や病人の救済が行なわれたが、鉱山でもこうした活動は盛んに行なわれ多くの不幸な人たちが、キリシタンになったことであろう。

以上のように、鉱山におけるキリシタンの組織は、非合法のなかで、団結を強め鍛えられ、それが鉱夫たちを幾分とも階級的な自覚を形成するうえに促進要因となったことが予想される。しかし厳しいキリシタン弾圧は、一七世紀の中葉までに鉱山におけるキリシタンを全滅させることになった。

鉱夫の自主的組織として第二に注目されるものに、一七世紀の二〇年代初に東北地方の鉱山に広まったといわれる大眼（たがん）宗（または大願宗）と呼ばれる新興宗教がある。これについて、パジェスはきわめて興味深い指摘をしている。彼によれば、一六二二年に、「奥州と出羽の地方では、（キリシタン―引用者）迫害は主に仙北と秋田の地方で猛威を振った」が、その一つの理由は「キリシタンの宗教は、『タイガン』（大願）宗に外ならぬという噂が間違

って拡まったからであった」。「この宗旨は、帝国の東部に起こり、信者の大部分は、坑夫であった。その信者は他の異教徒が神に払ふ名誉を太陽と月に行った。彼等は、悪魔と交際し、その協力で種々の奇跡を行ふのであった。屢々彼等は、暴動を起し、国中で嫌はれていた。近頃、彼等は、久保田（現秋田市―引用者）や仙北の城を占領したいと思い、彼等の中六十人は、或は磔になり、或は斬首になった。不幸にして、この中に、二人のキリシタンがいた。その結果、宗門に対する讒言と、痛烈な迫害が起こった」[19]と。

『ゼズス会年報』も同様の指摘を行なっているが「神仏を敬わず」[20]という点が少々異なっている。いずれにしろ、太陽と月を崇め、坑夫を中心とし、暴動さえも起こし、城をも占領しようとする新興宗教集団が、もし存在したとすれば、鉱夫の階級形成史において、きわめて興味深いことである。

しかし、この大眼宗は、日本側の資料によって窺うと、必ずしもパジェスの指摘と一致しない。例えば、武藤鉄城氏は、『秋田切支丹研究』の中で「横手大眼宗事件」[21]としてこれを検討している。

武藤氏によると、大眼宗は、仙台から横手辺に移って来た厳中あるいは大岩という者が、百姓間に広めた宗教で、「現在も南部地方に多い秘事門徒の一つであった」。事件の内容は、大眼宗が当局によって禁止されたにかかわらず、活動を止めなかったので、横手城代の須田美濃が、厳中を逮捕し、伊達左門の家敷内に拘禁した際に、門徒たちが彼を奪還しに来て騒動となり、六〇人近くの門徒が逮捕されて処刑された、というものである。

日本側の資料からみる限り、大眼宗は、必ずしも鉱夫を中心とした宗教組織であったことが浮びあがらない。しかし、パジェスの指摘のように逮捕された門徒の中に二名のキリシタンがいたことは事実のようである。秋田藩主佐竹宜義らの証言が示しているように、当局は、大眼宗をキリシタンとみなして極刑に処している。

パジェスは、大眼宗はキリスト教ではないとみなしているが、二、三の研究者の指摘するように、大眼宗は、恐

らくキリスト教の流れを汲む新興宗教であったのではないか[22]と思われる。正統派の宣教師が、これを邪教視したのはむしろ当然だが、パジェスの指摘するように、鉱夫が多くこれに加入していたとすれば、鉱夫の自主的組織形成として注目されるところである。しかし、今のところ、大眼宗の実態はこれ以上、明らかではなく、この点の一層の解明は今後の研究課題として残される。

さて以上のように、一七世紀初頭に展開された鉱山におけるキリシタン鉱夫の宗教活動は、その後の徳川時代における鉱夫の階級形成に、就中、友子の形成に如何なる影響を与えることになったであろうか。

二〇～三〇年間にわたる鉱山におけるキリシタン鉱夫たちの非合法の、それ故厳しい規律と激しい情熱に基づく組織活動は、鉱夫の人間的な覚醒、ひいては職業人としての階級的自覚を抱かせ高めたであろうことは疑いない。特に、慈善事業や信者内部での共済活動は、鉱夫の階級意識の原生的発現形態として注目される。

鉱山におけるキリシタン組織は、友子と類似した幾つかの機能をもっている。ともに、入会に際して厳粛な式（セレモニー）を行ない、相互扶助を行なう。ともに親子の擬制的関係をもっている。葬式や墓参を重視する。しかし、今日の研究水準の段階では、友子が鉱山のキリシタン組織とどう関連しているかを実証することはできない。尚、今後、民俗学的手法などによって、この問題に接近する意義はあるであろう。

最後に、鉱山における仏教、民俗宗教、更には頼母子講、修験道といったものが、鉱夫の独自組織を生みだしたか否か、又友子の形成にどう係ったかといった問題は、きわめて興味ある課題であるが、わたくしの今の研究水準では解明しえない。今後の研究課題として残しておきたい。

（1）　ウエッブ『イギリス労働組合運動史』（飯田訳）二五頁。

（2）　ヨーロッパにおける鉱夫組合の形成史は別稿を用意しているので、ここでは詳しくふれない。

(3) 例えば、三井金属鉱業編『神岡鉱山史』、一五九頁を参照。

(4) 鉱山におけるキリシタン鉱夫については、まだまとまった研究はないが、次の文献の中で各所に論及されている。姉崎正治の三著、『切支丹迫害史中の人物事蹟』、『切支丹宗門の迫害と潜伏』、『切支丹伝道の興廃』、浦川和三郎『東北キリシタン史』、菅野義之助『奥羽切支丹史』、フーベル『蝦夷切支丹史』など。

(5) フーベル『蝦夷切支丹史』、五頁。

(6) 前掲『切支丹迫害史中の人物事蹟』、九七頁。

(7) 前掲『奥羽キリシタン史』、一四一頁。

(8) 例えば、家康の下臣である本多佐渡、上野親子は、キリシタンの同情者、保護者として知られ、上野の側近にはパウロ岡本大八がおり(『奥羽切支丹史』、二七三頁参照)、家康から鉱山管理をまかされた大久保長安も、多少キリシタンと連絡があったといわたている(『切支丹伝道の興廃』、四四〇頁参照)。
また仙台の伊達藩や蝦夷の松前藩では、鉱山経営のために当初キリシタン弾圧をひかえていたことはよく知られている。

(9) 東北地方を布教した宣教師の一人ガルバルリオは「鉱業に知識あり、鉱山の実際的効果的な作業に関し、労働者達を指導した」といわれる(フーベル『蝦夷切支丹史』、三五頁参照)。また「幕府は採鉱技術を習いたい為に、バテレンに鉱山検分を求めた位で、伊豆の銀山や佐渡の金山の開発にはキリシタンの助力が加わっている」といわれている(『切支丹伝道の興廃』、四二二頁参照)。小葉田氏も「キリシタンには坑夫だけでなく山師もあった」と指摘されている(『日本鉱山史の研究』、六一一頁)。

(10) キリシタンが潜伏し活動していた鉱山は、逐一文献をあげて証明するのを控えるが、石見、多田、伊豆、足尾、佐渡、院内などの有名鉱山のほか、出羽の延沢鉱山、仙台の下嵐江(オロシエ)、戸沢、佐比内、小友、大籠、玉山、保呂羽の諸鉱山、南部の松尾、白根、朴山の諸鉱山、松前の千軒岳金山などである。

(11) 東北での宣教師による詳しい布教活動については、前掲のキリシタン史文献を参照のこと。

(12) ヨセフ・シュッセス「二つの古文書に現われたる日本初期キリシタン時代における『さんたまりやの御組』」、『キリシタン研究』第二輯所収論文を参照。

(13) 前掲『蝦夷切支丹史』、七頁。

(14) 前掲『東北キリシタン史』、四四〇頁。
(15) 因に、一六二四年に院内鉱山で逮捕され後処刑されたキリシタン鉱夫の出身地は、石見4人、和泉、越前、越後各2人、その他、仙北、仙台の地元のほか、関東、駿河、尾張、福井、大津、堺、大阪、伊勢、備前、備後、播磨の各1人である（同上書、四四〇頁）。また例えば、仙台の中心的キリシタン後藤寿庵の「配下には百姓もあり、又鉱山で働く者もあり」（『切支丹迫害史中の人物事蹟』、四一一頁）、弾圧強化後、寿庵は、配下のいる鉱山に潜んだともいわれている（『奥羽切支丹史』、九頁。森嘉兵衛氏の序文）。
(16) キリシタンの活動のうちここで注目したいのは、慈善救済活動である。姉崎正治は『切支丹伝道の興廃』のなかで章を設けて「伝道と慈善救済」を論じている。
(17) 児玉、高倉、工藤「蝦夷に関する耶蘇会士の報告」、『北方文化研究報告』第九輯、二六九頁参照。
(18) 詳しくは姉崎の「伝道と慈善救済」をみよ。
(19) パジェス『日本切支丹宗門史』、岩波文庫版中巻、二七五頁。
(20) 『東北キリシタン史』、四一七頁参照。
(21) 武藤鉄城『秋田切支丹研究』、一六―八頁を参照。尚、氏の研究の下敷は殆んど『横手郷土史』（昭和八年）の「切支丹事件」、一七八―九〇頁である。
(22) 『横手郷土史』、一八五頁。

### (2) 友子の成立

徳川時代において、鉱夫の階級形成の試みとして最も注目されるのは、友子である。友子は、すでに別稿で規定しておいたように、「徳川時代の鉱山マニファクチュアに雇用されている鉱夫の同職組合（クラフト・ギルド）の一種として成立し」、「親方制度の形態をとりつつ、鉱山業における熟練労働力の養成、労働力の供給調整、構成員の相互扶助、さらに鉱山内の生活・労働秩序の自治的維持、時として生活・労働条件の維持改善などの多様な機能を保持していた」[1]鉱夫組織である。

この友子は、明治期からは資料的にも明らかにされるが、徳川期に成立されたといわれながらも、これまでそれを実証する資料を全く欠いていた。そのため、これまでの友子研究において、友子の成立を検討した論究[2]は、著しく実証性を欠いた推論の域を出るものではない。小論は、徳川時代の友子を専ら資料によって実証的に検討しようとするものであるが、資料的な不足が著しいので、とりあえずここでは、友子の成立について一般的に抽象的な私見を述べておきたい。

これまで友子の成立については、時期の確定をめぐって三つの主な見解がある。第一の見解は、友子は、徳川時代の初めに成立したとみる。この見解の代表的なものは、明治以降の友子間に伝承されている資料や伝説[3]である。大方の研究は、この説を根拠がないものとして退けているが、津田真澂氏は、この説を、友子と山師制度と同一視したうえで、徳川時代の初めに山師制度が成立したと証明することによって、論証[4]しようとされた。しかしすでに指摘したが、友子はどうみても山師制度ではありえない。

松井勝明氏は、最近この第一の見解を積極的に論証しようとする論文を書いている。松井氏の見解は、津田氏の見解と違って、友子を山師組織とはみず、むしろ山師に抱えられている金子（かなこ）と鉱夫一般の同職集団としてとらえ、そうした集団が、すでに徳川時代初期に形成されていたと主張[5]される。松井氏のこの主張の理論的ポイントは、大マニュとして経営される鉱山が多数出現する徳川時代の初期に、技能養成を行い、集団的労働を行なうための組織がすでに形成されたにちがいないということにある。私もこの推論自体に反対はしないが、今のところ、これを友子という独自の鉱夫組織として実証することが出来ない以上、必ずしも積極的に支持することはできない。

第二の見解は、友子の成立を徳川時代にみることを否定する。この説の代表的論者は、歴史家で鉱山史にも詳しい佐々木潤之助氏である。氏によれば、「友子は少なくとも江戸時代に成立したとはいえず、しいてもとめれば、

幕末の尾去沢鉱山に、その萌芽ともなるような史実を指摘できる[6]」ということである。佐々木氏の友子成立説は、最幕末一鉱山に於ける萌芽的発生説とでもいうべきものであるが、しかし、氏の友子研究は、では明治期に友子がどのように成立したかを少しも明らかにしてはいない。この見解は、小論によって実証的に否定されることになるであろう。

第三の見解は、友子の成立を徳川中期の前後とみる説である。これはわが国の主要な友子研究家である松島、左合両氏のものである。友子は、松島氏によれば、「徳川初期の後より中期の後半にかけて」[7]、左合氏によれば、「一八世紀前期までには成立した[8]」ということである。

筆者の見解は、ほぼ両氏の主張に近いが、友子の実態資料から確信を持って主張しうることは、友子は少なくとも一八世紀末から一九世紀の初めには成立し、一九世紀中葉には、ほぼ全国的な存在となっていたのではないかということである。

では、それらの時期に友子を成立させた根拠、契機は何だったであろうか。この点についての私見は、左合氏の友子成立過程論[9]と大綱において殆んど変るところはないが、以下要約的に[10]述べてみたい。

友子を成立させた根拠として第一に考えられることは、鉱山マニュファクチァの分業に基づく集団労働体制のなかで、鉱夫集団が組織として熟練労働力の養成をはかっていくことが必要であったことである。

一七世紀以降の鉱山は、大規模化し、鉱業者は、経営者層の山師と一般労働者の鉱夫に分解していき、一般鉱夫の頂点に金名子と呼ばれる鉱夫の親方層が形成された。大規模化し分業化した鉱山において基幹部門には熟練を要する労働力が必要である。鉱山における熟練労働力の養成は、鉱山の生産性に係わる重要な問題であったが、直接生産から乖離した山師の機能ではなく、金名子を頂点とする熟練鉱夫の機能であった。しかし鉱山労働は、他の手

工業のように個人的ではありえず、集団的であった。最低一人の採鉱夫に一人の不熟練の運搬夫の組合せから、多様な組合せの集団が形成され、かつ一つの坑内の集団労働の多数の組合せが、全山的には一層多様に組合せられた。

ここに鉱山内の労働力養成は、はじめから集団内の徒弟制度として形成してくる可能性がある。友子における労働力養成は、親分子分の一人対一人の関係からなる徒弟制度を基礎にしているとはいえ、個々の職人親方の下でのみ行なわれるのでなく、友子という同職集団の中で行なわれるのが特徴的である。

一人前の採鉱夫は、鉱石の運搬等の補助労働なしには不可能であり、自ずから熟練鉱夫は未熟練の徒弟鉱夫をもつようになる。鉱山経営の観点からみると、必要な労働力の養成は、かような鉱夫集団によってはじめて実現され保障される。かくして熟練労働力の養成組織としての友子は、鉱夫にとっても経営者にとっても必要なことであった。

友子成立の第二の根拠は、第二の根拠と類似しているのだが、鉱山において鉱夫が自治的に生活・労働における秩序を維持していく必要があったことにある。鉱山は、一般に山間僻地にあり、国家権力から遠く離れて存在している。しかも、鉱山は一方では、地下に入れば危険と暗の世界であり、他方では、出自不明の無頼の徒が大量に散集して働く場であり、生産部面からみても、社会的にみても、厳しい規律、秩序が要求されるところである。幕藩による鉱夫への収奪が激しければそれだけ、規律、秩序の維持の必要度は高まる。

国家権力から遠く離れたそうした鉱山で、鉱山生活と労働の秩序を維持していくためには、鉱山内の小さな上からの権力に頼るだけでなく、鉱山共同体内部の自治に頼る必要がある。友子は、労働力の養成のための職業集団として成立してくるだけでなく、熟練鉱夫の利害を基礎とする鉱山内の生活・労働秩序を維持する自治的集団組織と

しても成立したにちがいない。鉱山支配者にとっても、鉱夫の自治的集団は、むしろ鉱夫支配の手段として必要であった。

第三の根拠は、第一の根拠に関連することでもあるが、鉱夫たちは、組織的に労働力の供給調整を行なう必要があったことである。鉱山は、周知のように、労働力需給の変動が著しいところである。富鉱に当れば労働力の需要は急増し、それを掘り尽せば労働力需要は急減する。種々の突発的事件がそれらを加速する。

もとより幕藩は、右の事情を考慮して、労働力の移動を極力促進する政策をとったことはすでに述べた通りである。しかし労働力の移動を認めるだけでは不十分である。労働力の移動を保障しなければならない。

かくして鉱夫集団自身が、鉱山を離れる仲間には草鞋銭を支給したり、職を求めて移動する仲間の鉱夫が自分たちの鉱山に立寄った場合には、一宿一飯の喜捨をほどこしたりする必要が生まれる。また熟練鉱夫を無暗に増やさないために、徒弟の数を制限する必要もあったであろう。このような労働力の供給の調整は、すでに友子の原型として形成されたであろう労働力養成の組織的集団が、外延化していくなかで自らの機能として行なうようになったものと考えられる。

労働力の供給調整は、経営者にとって必要な面はあるが、労働力供給を制限するという不利な面もあり、その限りで、この機能をもつ友子の形成は、経営者によって抑圧されたことが予想される。したがって、友子は、むしろ経営者に対して一定の自立性を獲得することによって、はじめて独自の存在意味をもつようになったにちがいない。従って、友子の形成は、鉱夫集団の一定の独自性の形成なしにはありえなかったであろう。

第四の根拠は、鉱夫集団による鉱夫の相互扶助、共済の必要である。鉱山労働は、周知のように、硅肺という職業病があり、鉱夫を病に臥させることが多い。また暗い地下での労働は、怪我を多くし、労働能力を奪うこともあ

る。妻子のある鉱夫は、硅肺で早死すれば、妻子を路頭に迷わせる。かくして、鉱山では、かような鉱夫や妻子の救済が問題になる。

確かに経営当局も、鉱夫の救済策を若干ながら講じた気配[11]はある。しかし、鉱夫の自立性、鉱夫集団の独自な形成は、救済活動を互助的に共済活動として行なわせることになるだろう。

最後に、友子は、鉱夫の生活・労働条件の維持改善のために生れたかどうか、という問題が残る。ごく抽象的にみれば、友子は、鉱夫の生活・労働条件の維持改善に寄与しているであろう。しかし、友子は、労働組合のように、集団の目的に生活・労働条件の維持改善をかかげたことはなかったし、またそうした目的で直接形成されたものではないであろう。

そもそも幕藩体制において、労働者の待遇改善を主張する組織は、認められることはなかったし、存在すら許されなかった。山例五十三ヶ条の第二九条目は、「金掘師多勢集り山の乱を申合するに於ては急度遂吟味、山例の外曲事たるべし」[12]と規定し、賃上げなどを要求する集団的示威を禁止している。しかし、後にみるように、鉱夫の待遇改善の要求と運動は、しばしば行なわれたし、なかには友子もそれに介入したことを示す資料の存在もみられる。従って、友子は、時として鉱夫の待遇改善を行なうこともあった、とみてよいだろう。

以上のように、友子は、徳川幕藩体制にあって、一定の時期に形成される可能性があったと考えられる。しかし、今までのところ、友子の成立を直接証す資料は存在していない。特に残存する尨大な鉱山関係資料に、友子の成立を認めたり、友子の存在さえ公式に認めた文献は皆無である。

少なくとも一九世紀前半期に友子が資料的に散見されるにかかわらず、友子の成立を認める文献がなかったり、その友子資料もオフィシアルな文献にはみられなかったということは、友子は、幕藩によって公認されていなかっ

たということを意味するであろう。

事実幕府は、商人や手工業や一部の製造業の仲間組織を公認してはいたが、鉱山における一般鉱夫の仲間組織については、否認していた形跡が濃い。山例五十三ヶ条の第三三条目に「山師は格別、金掘師を師弟と申すこと定む可らず、只舗内にて出精たるべし」との規定がある。これは、鉱夫仲間を直接禁じた文面ではないが、事実上、鉱夫の仲間組織を否認したものと認められる。

では、幕府は、友子が必ずしも鉱山経営者にとって不要不利益ではないにかかわらず、何故否認したのであろうか。その理由は、推測の域を出ないが、恐らく幕府のキリシタン禁制政策に原因があったと考えられる。

すでに論じたように、一七世紀前期における鉱山は、キリシタン鉱夫が多く潜伏していた。幕府は、鉱山におけるキリシタン鉱夫を絶滅するために、宗門改めの制度や五人組制度を導入して、厳しく弾圧し、驚くべき執拗さをもって、キリシタンの存続を拒んだ。[13] もし徳川初期に鉱夫仲間が認められたとすれば、キリシタンの残党たちは、鉱夫仲間に潜入し、自らの存命をはかったことであろう。

幕府は、そうした事態を恐れ、鉱夫の一切の組織を公認しなかったのではないかと思われる。しかも、キリシタン弾圧が不要になった一八世紀に入って以降もその方針を貫いたのである。事実、一九世紀の前半期には、明らかに友子の存在が確認されているにかかわらず、友子は、鉱山当局にとっては、御法度であり、従って、オフィシャルな鉱山当局の資料にはその片鱗をみせることもなかったのである。

かくして、日本においては、キリスト教の渡来が、鉱山における自主的な鉱夫組織の形成を否認することになった。とすれば、友子は、徳川時代の初期の鉱山において、たとえ集団的労働が行なわれ、なんらかの徒弟制度が形成され、また労働移動が行なわれたとしても、少なくとも幕末にみられるような明確な形態では、まだ形成されて

いなかったのではなかろうか。

すでに指摘したように、西欧にみられるように、自主的な鉱夫組織の形成の大きな契機がキリスト教にあったとすれば、日本においてもキリスト教の公認と普及は、友子形成の主要な契機となったに違いない。しかしキリスト教の禁教と弾圧は、それ故友子の形成を著しく遅らせる結果になった。では、キリスト教に代る日本の独自の宗教は、友子形成になんらかのインパクトを与えたであろうか。

これまでの研究成果によれば、仏教が友子の形成を促進したと思われる証拠はない。少なくとも、管見する限り、徳川期において、仏教は、鉱山において積極的に、共済活動を組織したり、念仏会を組織したりした形跡を残していない。また明治期以降の友子の活動の中にも、仏教的な影響は殆んどみられない。幾分とも仏教との関連を感じさせるのは、仏参の慣習と取立式において、不動明王とか薬師如来を祭ることぐらいである。確かに鉱山には寺が多く存在した。しかし、親分の墓を子分が建てる慣習は、必ずしも寺の中で積極的な位置を占めているとは思われない。不動明王や薬師如来を祭ることも、神統の神々を祭ることと比べてもウエイトは小さい。もっとも、これまでの鉱山労働史の研究において、鉱山における仏教活動や友子と仏教の関連を積極的に解明する研究が殆んどなかったので、私見は、これまでの研究水準にとどまってのみ主張しうるにすぎない。この点も今後の研究課題として残る。

仏教に比べて神統系の宗教は、鉱山により深い根をおろしていたように思われる。開坑の儀式には古くから、天照皇大神宮、春日大明神、八幡大明神、山神三神宮、稲荷明神などを祭り、取立式においても同様であった。[14] 特に、鉱山における信仰は、中世の鉱業人・鉱業技術者であった修験者の宗教的影響を残している。いわゆる太子信仰がその中軸をなす。[15] しかし鉱山における修験者による宗教活動も中世期に限り、徳川近世においては、衰退し、

鉱夫の組織形成へのインパクトを残していない。もっともこの点の研究もまた殆んど行なわれていず、今後の研究課題である。

いずれにしろ、今日の研究水準では、友子は、一七世紀、あるいは一八世紀において、日本的宗教のインパクトによって形成されたとみなす証拠はない。とすれば、友子は、鉱夫の永い歴史過程を経て、鉱夫の独自社会の形成と成熟の過程において、自然成長的に形成されたとみるほかないであろう。その場合、友子の形成を促進する大きなインパクトを成したと思われる情況は、一八世紀における銅山の発展であり、しかも、幕府支配下の大鉱山ではなく、藩営で、商人資本の多く介入した中小鉱山の発展ではなかったかと考えられる。この点は、後にみる友子資料に則してある程度立証しうることである。

(1) 拙稿「友子研究の回顧と課題」、前掲誌七七―八頁。尚文中相互共済を相互扶助に改めた。
(2) 松島静雄『友子の社会学的考察』の第二章、左合藤三郎「友子同盟に関する研究」の第二章、『人と人』、一〇四号、一〇五号参照。
(3) 詳しくは、右の二氏の論稿を参照。
(4) 津田真澂「近世鉱山業の経営形態」、『武蔵大学論集』二―二、三四頁。
(5) 松井勝明「友子に関する鉱山稼行形態」金属鉱山研究会『会報』第三十号、一九八二年一月。
(6) 佐々木潤之助「鉱山労働史の研究について」、『歴史公論』No. 56, 八五頁。更に同氏「鉱山における技術と労働組織」、岩波講座『日本歴史』11、二四四―五頁をも参照。
(7) 松島前掲書、三七頁。
(8) 左合論文、前掲誌一〇四号、一一頁。
(9) 左合氏の友子成立論は、多岐に渡って展開され、ここで要約的に紹介できないので、氏の論文を参照されたい。
(10) 私の友子成立論は、前掲拙稿で述べた友子についての私の仮説に基づいているのは指摘するまでもないであろう。
(11) 例えば吉城文雄「鉱山の災害とその救済」、『歴史公論』No. 56, を参照。

(12) 山例五十三ヶ条は、鉱山史に関する文献のどこにでも紹介されているが、ここではそれを本格的に研究した論文として、森嘉兵衛「近世山法の研究」、『法学志林』、二四―一〇、一一をあげておく。

(13) この点は、前掲のキリシタン史文献に詳しいが、例えば麓三郎『尾去沢・白根鉱山史』、四〇―三頁参照。

(14) 「友子同盟ニ関スル調査」(『近代民衆の記録2鉱夫』所収)を参照。

(15) この点については、井上鋭夫『山の民・川の民』、一九八一年、平凡社、第三章『中世鉱業と太子信仰』を参照。また、若尾五雄『鬼伝説の研究―金工史の史点から』大和書房をも参照。

### (3) 資料にみる友子の実態

徳川時代に友子の存在を示す資料は、これまで無いといわれてきたが、注意深く探索すれば、鉱山経営当局の公式資料にはみられないものの、鉱山関係者の日記やあまり公式ではない文書にはいくつか散見される。

これらの資料から一般的にいえることは、第一に、友子は、幕末には、すでに全国的に存在していたということであり、あるいは、一八世紀末から一九世紀の初めには全国的にも存在していたかもしれないということである。第二に、その友子の機能、組織は、明治後期のように整備されてはいないにしても、明治以降の友子の基本的傾向を持っていたのではなかろうか、ということである。従って、私は、徳川時代の友子を近世友子、明治以降の友子を近代友子と区別して、近世友子と近代友子を本質的に異なったものとする見解をとらない。徳川期の友子は、むしろ近代友子として把握すべきであり、本質的に明治以降の友子と同一のものと理解されるべきであると考える。確かに後にみるように、徳川期の友子においては、明治以降の友子のように、共済活動が明確に実証されない。むしろ、鉱夫に対する扶助は、鉱山経営によるものが目につく。しかし、このことから、徳川期の友子が、明治以降の友子と本質的に区別されるとは思われない。

第三に、徳川期の友子は、明治期以降の友子と区別されるのは、まずその存在が非公然でインフォーマルであ

り、まだ十分にその機能が発揮されず、共済活動も十分でなかったかも知れない、ということにある。この点は後に若干詳しく検討したい。

次に徳川時代の友子資料を具体的に示し、資料にみる限りで、友子の実態を明らかにしてみよう。

まず第一に紹介したいのは、南部藩内の尾去沢鉱山における友子資料である。尾去沢鉱山は[1]、秋田県鹿角地方に存在する銅を中心とする鉱山で、歴史も古く、南部藩の直営によったが、元禄以降百年間、江戸、大阪の商業資本による民営の時期もあった。

尾去沢鉱山の友子は徳川時代から存在していたという伝承[2]がある。この伝承を証明するかのように、尾去沢鉱山に係る文書に友子の存在を示す二つの資料が存在する。

第一の資料は、『川口家文書』のうちの尾去沢鉱山に係わる鉱山文書[3]の中にみられる。川口家は、代々山師であったが、川口富教は、天保三年（一八三二）に、自家伝来の鉱山文書を整理した際、寛文一六年（一六三九）の文書に次の如き注記を書き加えている。

「右之通諸山渡し候間掘其外小山師等之請負働金掘は右と見合直段付可頼事当時之金掘は喰次渡りニ而女房友子金掘とて世渡り多シ昔の金掘之法無之名計金掘之立前不知ら者多かるべし委敷き事ハ別書ニ印　口伝」[4]

（傍点引用者）

右の資料は、明らかに、天保期の尾去沢鉱山の山師が、友子の存在を指摘したものである。もっともここでは、まだ友子の内容についての記述はないが、後の資料から明らかなように、近代友子をさしていることは間違いない。尚われわれが注目すべきは、右の資料が「当時之金掘は喰次渡りニ而女房友子金掘とて世渡り多シ」といている点である。この「当時」の金掘云々の云い方からすると、書込み時点の天保期より遡って友子が存在したことに

なる。

この「当時」がどこの時期を指すかが問題である。もし書込みを加えた文書の年代の寛永年間（一六二〇～四〇）年代にまで遡ぼることになると、友子は、一七世紀中葉に存在したことになる。しかしこの推論は根拠に乏しい。ここで確認しうることは、尾去沢鉱山における友子の存在は、天保期よりはるか以前に遡ぼりうるということである。因に、尾去沢鉱山において友子のような自立的鉱夫集団の存在を示唆する文書をみると、寛政一一年（一七九九）の資料に次の如き記述がある。

「一、御前々大工掘子共常居候処ヲ本番役所之内判番共大工座敷共云、掘子共ニ同居し、此座敷ニ役分之者タリ共無案内而入事ナラズ、金掘此ヲ尊ビ承伝候、勿論外ノゾキ見事ナド致候而ハ如何様ニ打擲ニ逢候共一言茂無之法ニ御座候也」[5]（傍点引用者）

右の資料は、尾去沢鉱山で、すでに「判番」と呼ばれる鉱夫集団の自立的な交際所が形成されていることを示している。いわゆる後の飯場の呼称はこの判番から来たものと思われる。この「判番」が友子の交際飯場であったかどうか、判定するのは難しいが、後の資料をも考慮して情況的に判断するならば、この「判番」は、友子の交際飯場であり、すでに尾去沢鉱山で一八世紀末に友子が形成されていたのではないかと窺わせるに十分である。

尾去沢鉱山に係るもう一つの友子資料は、麓三郎『尾去沢・白根鉱山史』の紹介している慶応四年（一九六八）の『阿部恭助日記』にみられる。尾去沢鉱山の有力な山師の末裔である阿部恭助の日記には、次の如き資料がみられる。

「覚

一、玄米七斗二合、但一日一人ニ付六合つゝ、秋田出生清七、同　李、相馬出生富治、秋田出生長助、〆四人

右之通り浪人御扶持被仰付被下度奉願上候

三月廿三日　　田郡本番」

「右之人数此間小坂銀山幷真金山居住之者共に御座候得共、判番友子附合にて尋候処直に戻遣候様も無之、兼て御沙汰之趣も有之候得共金掘附会不得止事、留置賄ひ遣候間御慈悲を以頂戴被仰付被下度奉願上候」[6]（傍点引用者）

右の資料は、尾去沢鉱山の田郡坑（たのごうり）と赤沢坑の本番（ほんばん）、すなわち坑ごとの役所が、鉱山会所に友子附会の可否について提出した伺書である。この資料から尾去沢鉱山に係わる友子について、きわめて興味深い論点が指摘されうる。

第一に指摘しうる点は、慶応年間の最幕末期であるが、再度尾去沢鉱山において、友子の存在が確認されたということである。更にいえば「判番友子附会」を求めて、尾去沢鉱山周辺の小坂銀山、真金山から友子のメンバーが来山したということは、尾去沢鉱山周辺の諸鉱山に友子が一般的に存在していたということにほかならない。

因に佐々木潤之助氏は、引用の資料中に「兼て御沙汰之趣も有之候」とあるのは、「他国より大工・掘子が入山した場合、見つけ次第御台所で調べ、働く意志があれば、金名子らの請負人に渡し、その意志がなければ、縄下にして吟味し追放するというものであった」と解し、「ここには友子組織の介在する余地はない」[7]と断定されている。

しかしこの見解はきわめて不可解である。何故なら、現に資料自体が「金掘附会不得止事」と指摘し、「御沙汰」があるにもかかわらず、非公式に友子の活動を認めているからである。「友子組織の介在する余地はない」どころか、他鉱山から友子附会を求めて、尾去沢鉱山に友子のメンバーが来ている事は、尾去沢鉱山に友子組織が存在していたことを実証するものである。一歩譲って、尾去沢鉱山に友子が存在しなかったとしても、周辺鉱山に友子組織が存在していたことを否定することはできない。従って、佐々木氏が右の資料を承知の上で、すでに引用したよ

うに「友子は少なくとも江戸時代に成立したとはいえず、しいてもとめれば、幕末の尾去沢鉱山に、その萌芽ともなるような史実を指摘できる」[8]というのは、如何にも筋の通らない主張である。

第二に指摘できることは、次の点である。右の資料で「判番友子附会」といっている点に注目したい。これは飯場友子附会とも読めるのだが、とすれば、第一の資料でみた鉱夫の独自的な交際所たる「判番」は、すでに判番友子附会の交際飯場だったのではないかということを推測させるということである。

第三に指摘しうることは、ここではまだ友子の内容が、十分に示されていないが、次の点で近代友子の一機能を明確に示している。ここでは、いわゆる箱元交際と呼ばれる浪客交際、すなわち就職口を求めて、他鉱山を移動する「浪人」と呼ばれる渡り鉱夫の存在が確認され、彼らは、尾去沢鉱山で「一宿一飯」の便宜を受けていることである。もっとも尾去沢鉱山では、一宿一飯の負担が、直接鉱山経営当局によってなされ、友子によってなされていないことが問題となる。こうした事態は、藩営の大鉱山における友子の特殊事情によるもので、徳川時代の友子が、一宿一飯の負担をすべて経営側に委ねていたと一般視することはできない。何故なら、後にみる福島県下の鉱山では、浪人への扶持米の負担が、鉱夫仲間にも課せられているからである。

以上、尾去沢鉱山に係わる友子資料をみてきたが、これによって一応、この鉱山に一八世紀末から、少なくとも天保年間以前から友子が存在していたことは明らかである。ただこれまでの資料では、友子の内容がまだ著しく不確定である。この点は、他の鉱山の友子資料によって補われるであろう。

第二に紹介したい友子資料は、備中川上郡の吉岡鉱山に関係するものである。吉岡鉱山は、高梁(たかはし)川の支流成羽川をさかのぼり、成羽町から更に九キロ程の山奥にあるが、古くから銅山として知られ、徳川時代は、吹屋銅山[9]と呼ばれ、天領であったが住友の経営によっていた。代々この鉱山の山師であり、幕末からベンガラ製造業を営んでい

た長尾家の末裔である長尾隆氏によると、大正期に鉱山関係者から聞いた話として、吹屋銅山には徳川時代から友子は存在していた[10]、ということである。これを裏付ける吹屋銅山に係わる友子資料の一つをまず紹介しよう。片山律郎編『吹屋鉱山集』に紹介されている文書には友子に関する左の如き記述がみられる。

「坑夫諸稼人ノ児女ハ其ノ出生届出ト共ニ銅山役所ヨリ男子ニハ一日米六合女子ニハ四合、並ニ塩味噌醤油等ヲ給与シ、一定ノ時期迄寺小屋教育ヲ施シ長スルニ及テ稼人トス。其ノ法男子ハ初十四五才ヨリ坑内ニ出入セシメ給銀ヲ与ヘ手子（手子番）トシテ之ヲ使用ス、十八九才ニ至リ元服ノ後ハ坑夫（横番）其ノ他トシテ採用ス。其ノ坑夫トナルニ方（あたつ）テハ先輩ノ親分ヨリ坑夫免状ヲ受ケ初メテ一人前ノ坑夫トナリ、坑内ハ勿論、全国各地ニ於ケル鉱山ノ坑夫タルノ資格ヲ有シ、幕府ヨリ允許サレタル鉱夫ノ特権ヲ享有スルナリ[11]」

この資料の記述年代は、明確ではないが、前後の資料内容から寛政・文化年間（一七八〇―一八一〇年代）のものといわれている。この資料によれば、吹屋銅山には、当時、一四、五才より坑内で手子として働き一八、九才で坑夫に取立てられ親分をいただき、「坑夫免状」（友子の坑夫取立面附であろう）を受与され、幕府より允許されたといわれる山例五十三ヶ条を保持し、全国各地を渡り足く坑夫制度があったことがわかる。かような制度は、いうまでもなく友子にほかならない。

右の資料の時代が本当に寛政・文化年間とすれば、友子は、すでに備中地方に一八世紀末から一九世紀初に存在していたことになる。かくして右の資料は友子成立期の理解にとってきわめて重要な文書といわなければならない。しかしこの文書の資料的弱点は、資料の時期が確実に示されていないことにある。そこでわれわれは、次の友子資料によって、吹屋銅山には、寛政・文化年間に友子が存在していたことを傍証したいと思う。

第1図は、長岡隆氏所有の友子会員証と思われる資料の写しである。長岡氏の話によるとこの木製札は、友子が

第1図　友子の会員証（木札）

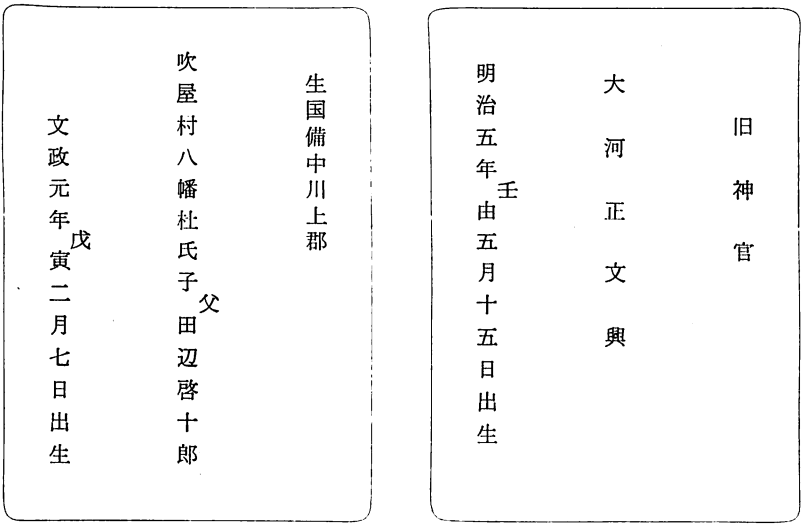


注　実物大
長岡隆所有，吹屋「ふる里村」郷土資料館展示，『ふきや話』24頁の写真を参照。

所持[12]していたものであり、右は表側で、本人が友子に取立てられた年月日を記し、左は裏側で、親分の生国と氏名及び親分の友子取立年月日を記したものと考えられる。この友子会員証そのものは、大河正文が、明治五年五月十五日に友子坑夫に取立てられたことを示し、吉岡銅山には、明治五年に友子の取立が行なわれたことを意味している。裏面の親分（ここでは父となっているが）は、文政元年二月七日に友子に取立てられたことを示唆しており、すでに吹屋銅山では、文政年間（一八一〇年代）に友子が存在していたことを示唆している。

尚、この友子会員証が、氏子札の様相を示しているのは、友子が明らかに非公然の存在であったために、その存在をカムフラージュするためではなかったかと考えられる。管見する限りで、明治以前も以後にも、この種の木札は、唯一のものであり、きわめて貴重なものであると思う。

以上のように、友子は、一八世紀末から一九世紀の初めにかけて、備中吹尾銅山に存在していたことはほぼ間違いないことがわかる。

第三に紹介したい友子資料は、飛騨地方の鉱山に係わるものである。飛騨地方には、古くから金銀の鉱山が開発されており、一七世紀末の元禄頃から飛騨は天領となり、銅、鉛を中心に採掘したが、必ずしも成功せず、和佐保、茂住を代表的鉱山とする中小鉱山[13]を擁した。また隣接する加賀藩の長棟鉱山も中鉱山で、維新後にこれらの諸鉱山は、三井神岡鉱山に統合された。

この地方の鉱山における友子資料の一つに和佐保鉱山に係わる「坑夫取立面附」がある。この資料は、『神岡町史』に収録されているものであるが、安政六年五月（一八五九）の日付けがあり、飛騨地方での友子の存在を明確に証明している。その主要部分を紹介すると以下の如くである。

坑夫取立面附

親分越前産　　子分
一　伊　兵　衛　　破損欠
親分当国産　　同当国産
一　喜　三　郎　　外　兵　衛
親分越前産　　同当国産
一　金　三　郎　　助　次　郎
親分当国産住　　同当国産
一　常　五　郎　　長左衛門
親分越前産　　同越中産

一　栄　蔵　　新　助
親分越前産　　同越中産
一　忠　次　郎　　重　三　郎
親分当国住　　同当国産
一　万　助　　重　助
親分当国住　　同当国産
一　弥右衛門　　市　助
親分越前産　　同当国産
一　幸　次　郎　　庄　作
親分越前産　　同越中産
一　忠　五　郎　　伊左衛門
親分当国住　　同当国産
一　金　作　　徳　兵　衛
親分当国住　　同当国産
一　惣　助　　久　吉
親分越前産　　同越中産
一　与　三　郎　　清　助
親分当国住　　同当国産
一　徳　四　郎　　友　次　郎
―中略―
親分当国住　　同当国産
一　徳　三　郎　　清　次　郎
親分当国住　　同当国産

一　佐兵衛　　礼三郎

世話　当国住　　弥兵衛

〈当国住　　長吉

中老惣代

当国住　　与兵衛

当国住　　治輔

当国住　　休吉

山城住　　忠三郎

当国住　　常吉

立会　東平

千鶴萬亀

目出度

于時

安政六未年

五月吉辰

周知のように「抗夫取立面附」は、友子が約三年間の見習を終えた掘子を取立式をへて鉱夫仲間に迎え入れ、熟練鉱夫を親分としていただき、自ら子分となって技術修養と友子社会の慣習を更に学んでいくことを示す鉱夫の友子入会証の如きものである。この面附は、新に友子の仲間に取立られ、子分と親分に出生した一対の鉱夫の名と出身地を銘記した名簿であり、取立式後に各人一人〳〵に巻物として与えられる。鉱夫たちは、この面附を持って各地の鉱山を流動し、友子交際所でこれを示して友子のメンバーであることを証明し、また何処の鉱山で何誰〳〵の親分の下で友子として取立てられたかを示し、仲間の待遇をうける。

われわれは、この面附を検討することによって興味深い幾つからの重要な論点を指摘することができる。

第一に指摘しうることは、いうまでもないことであるが、この「抗夫取立面附」の存在は、飛騨地方の鉱山に、坑夫取立を行ないうるような友子が、すでに安政期に存在していたということを確実に証明しているということである。

第二に、この取立面附から窺い知れる友子は、きわめて組織だったものであるということである。その指標は幾つかあるが、まず第一に、子分の取立が一挙に四三人もの多人数であり、友子組織の大きさを示している。従って、この取立面附を、当時大工、掘子、外廻りを含め四〇〜五〇名しかいなかった和佐保鉱山東平坑の友子面附とみなした『神岡町史』の編者の見解[15]には疑問が残る。面附末尾には確かに「立會東平」とあるが、安政六年に親分子分合せて一〇〇人近い鉱夫が列記されている取立面附からみて、これが和佐保鉱山東平坑のものとは解し難い。むしろ、東平坑、北平坑、南平坑、大切坑の四坑からなる和佐保鉱山の友子面附のように思われる。因に、四坑合せると当時の坑夫数は、約一〇〇人近[16]くになる。

第二の指標は、親分鉱夫層の出身をみると、そこには、明治期にみられる渡り坑夫友子と地坑夫友子の分化が見

第５表　和佐保鉱山の親方鉱夫の渡り自別構成（1859年）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ××産親方 | | 15人 | 27.7 |
| 内 | 当国 | 3 | |
| | 領外 | 12 | |
| ××住親方 | | 39 | 72.3 |
| 内 | 当国 | 29 | |
| | 領内外 | 9 | |
| 産住併記 | | 1 | |
| 計 | | 54 | 100.0 |

注　別記「坑夫取立面附」より作成

られることである。渡り友子の場合は、通常面附には、××産と記入され、地坑夫は、××住と記される。ここの面附では、××産とした親分が一六人、××住とした親分が三八人ある。明治期には渡り坑夫と地（又は自）坑夫の組織は分化される場合が少なくないが、ここでは分化せず混在しているとみられる。

また渡り友子と地友子の区別が、何処から生じたかの問題に関連して、ここで注目されるのは、一般に地坑夫は地元出身と考えられるが、××住の親分のうち飛騨地方出身者は二九人と多数であるが、他国住の親分も九人もある。従って、××住の地坑夫は、必ずしも地元坑夫だけからなっているわけではない。このことは、すでに安政期の友子には、渡り友子と地友子の区別が不明確化していることを示し、それだけ友子が発展してきていることを示すものである。かくして、飛騨地方の友子の成立は、安政期よりはるか以前まで遡ぼりうることを示唆するものである。

第三の指標は、末尾の記述に係わる。明治期の面附には、友子に関する種々の記述がみられるのだが、ここでは、簡単な記述しかみられない。「世話」として二人の親分の名と「中老惣代」として五人の親分の名が列記されているにすぎない。ここには明治期にみられる「浪人立会」も経営者や飯場頭の立会も示されていず、ただ「立会東平」とのみ記されているのが特徴的である。しかしここで確認されることは、まず役員に「世話」二人と「中老惣代」五人をおくほど組織的になっていることであり、更に、立会に経営側の名が列記されていないことは、ここでも友子は非合法の存在であったことを示唆するということである。

飛騨地方の第二の友子資料は、直接徳川期のものではないが、徳川期の友子を側面的に実証している点で注目される。『神岡鉱山史』によると、「明治二年四月二一日、鹿間銅山において行なわれた大工取立面附」[17]の写しが現存している。この面附には、飛騨出身七二人、越前出身二二人、越中出身八人、美濃出身三人、山城出身一人計一〇六人の親分名と、飛騨出身七八人、越中出身一九人、越前出身九人、計一〇六人の子分名が列記されているといわれる。

そして面附の末尾に

「右者吉城郡高原郷鹿間於銅山ニ、名調成る」

「若年の者取立仕候間、其御山へ浪人ニ而参り候ハヽ、何卒友子衆中様の御見眉を以行末無御見捨御友子衆ト組入被成下候様幾重にも奉願上候、為後年之面附相渡置候、以上」

「追而申渡候事、御友子衆浪人ニ参られ候時者精々取持可致候事、兼而申渡し候条堅相守可申候、若心得違有之候得者、何時不寄金掘相省候間趣意急度相守可申候」[18]（傍点引用者）

と記されている。

右の資料は、明治二年のものであるが、最幕末には飛騨地方に友子が広範に存在していたことを示している。またそれは、第一の資料にみた「坑夫取立面附」が、明確に友子のものであり、徳川末期の友子が、浪人交際だけでなく、内部に厳しい規律を持った組織であることを示唆している。徳川期の友子は、かくして単に鉱夫を意味するのではなく、明治期にみられた友子、同職組合としての明確な組織であったことがわかる。

尚、明治一〇年の長棟鉱山に係る「浪人銭別日記」、「大工取立ニ附諸造用日記帳」によると、更に安政期の友子の実態が示唆される。明治一〇年九月二五日の大工取立式の翌日の「大工取立の定書」なる文書には、

「大工取立出世ニ付、色々仕談有是ニ依テ左之連中他言致間敷事堅定置、若他言いたし候節者如向様之御取扱ニ相成候得共不苦候事」（傍点引用者）。

とあり、三五人の連名つめ印が押されているといわれる。[19] これは、『神岡鉱山史』の執筆者のいわれるように、明治一〇年頃神岡鉱山に友子か入ってきたことを示すのでなく、[20] 徳川時代に友子が一貫して非合法下におかれ、活動してきたことを如実に示すものである。徳川期における友子資料の圧倒的不足は、明治初年代においてさえ、まだ友子が非公然のもとで取立式を行なっていたことからも十二分に理解されうることである。

また明治一〇年頃の友子の共済活動として、友子仲間の死亡者には、同時に取立られた兄弟分が「一人当り四銭二厘あて計五〇銭の香典を贈」[21]ったり、同様の仕方で病気見舞を出したり、取立式に祝儀を贈ったりしている。浪人の取扱いについてみると、来山する浪人に「焼酎一升二五銭、にしん一把一〇銭五厘の費用」を一九人の友子仲間で等分して支払った記録[22]がある。このような友子の活動は、すでに徳川末期の友子も行なっていたのではないかと推測される。

以上、われわれは、飛騨地方の友子資料をみてきたが、いよいよ友子が徳川時代の後期、一九世紀の前半期に、全国各地の鉱山に広範に存在していたことをほぼ確認しうることになった。更にその実証を深めてみよう。

第四の友子資料は、福島県下の諸鉱山に係わるものである。その第一の資料は、年代不詳であるが幕末のものと思われる会津藩内の餅井戸銅山の「山師公事一件」なる文書にみられる。この文書によると、

「会津赤谷千代吉と申者は三ケ年以来ハ豊蔵と申会津条々谷坪ケ平銅山ニ而金掘職と山例ヲ以取立仕候尤越国丑ケ崎村善吉と申者之子分ニ相成其節千代吉と改名仕候」、その後千代吉は、「右之銅山ニ而会所幷友達ヲ謀欠落仕会津叶津村餅井戸銅山ニ参り」、ここで逮捕されるが、「其節餅井戸銅山ニ居合候大工友達江相頼向後不

埒等不致」と詫を入れて、他鉱山に転々し、更に悪事を重ねて鉱山を逃げ廻り、ついに捕えられる。その下りをこの文書は「千代吉と申者打重不埒有之金掘友子之顔よごし難差置山例之仕置可致旨申候」[23]と述べている。

この資料は、幕末に会津地方にも友子が存在したことを示している。しかも、文面にもあるように、ここにみられる友子は、山例をもって取立を行ない、親分子分関係を形成する同職集団であることを示している。ここでも友子は、たまたま鉱夫の欠落事件の訴状において偶然顔を出しているにすぎない。とはいえ、「金掘友子之顔よごし」といった表現は、友子が会津地方に広範に存在していたことを感じさせる。事実この千代吉は、友子メンバーとして各地の鉱山を移動していることがその点を示唆する。千代吉の逃走経路からみて、越後の鉱山にも、友子が存在していたかも知れない。

次の資料は、友子の存在を直接明示するものではないが、友子の存在を傍証するものとして注目される。『会津領預金銀銅山見聞覚書』中の文久二年（一八六二）の鱒沢鉛山の文書に左の如き記述がみられる。

「一、浪人扶持之儀山法之通り扶持米相定渡置候者一日分相渡其余滞留致候ハヽ職人共仲間ニ而扶持致候定ニ候得共扶持定無之尤不宜事とも多候間浪人参候ハヽ一夜留明未明指立候様山頭之者共へ急度申付候事ニ御座候」[24]（傍点引用者）。

この資料によれば、当鉱山に来山する渡り鉱夫に対し、経営当局は、一日分の「浪人扶持米」を「山法之通り」支給するが、二日以上の滞在に対しては「職人仲間」が扶助すべき定めになっている。会津地方に友子が存在していたことを前提とすれば、ここで「職人仲間」とは友子のことであると見て

第２図　千代吉の鉱山逃走経路図

会津
餅井戸銅山←――坪ケ平銅山で取立（欠落開始）
↓
会津
冨貴平銅山
↓
越後
嶽村鉛山（10月）
↓
越後
春国上新金山（春逮捕）
↓
餅井戸銅山――→越後高岡村（逃亡）

（前掲資料による）

間違いあるまい。

次の資料は、元治元年（一八六四）の熊沢鉛山の文書にみられる。

「一、金掘共下知之儀厳重ニ不致而者不相成殊ニ寄難渋之次第願ニ及候砌飯場一同之願抔と不筋之儀申出候事も間々有之候間右等之儀徒党同様之咎ニ不致候而者下知行届兼候旨物語御座候

一、組山と唱七八ヶ山申合金掘職人共増減指引且職人共悪事等致し暇遣候歟又は逃去候者抔有之候ハヽ各組山之内江廻状相達召拘不申様いたし捻而善悪共ニ組山談合之上取斗候様致度旨申事ニ御座候

一、扶持米幷浪人扶持等之儀都而鱒沢同様ニ御座候」(25)

最後の点からいえば、熊沢鉛山でも浪人扶持の制度は鱒沢鉛山と同様だと指摘し、友子の存在を示唆している。最初の文面は、当鉱山において、飯場一同の鉱夫たちが、徒党がましき要求を提出して当局を困らせているということである。次の文書は、このような鉱夫の攻勢に対し、経営側は、領内七、八ヶ山が一緒になって厳しく対処しようということである。

この資料は、かつて佐々木潤之助氏が、小鉱山における鉱夫の「自立性の進展」の証しとしたものであり、「友子組織形成の端初的形態」を示すものであるとしたものである。しかし、これまでの友子の実態、少なくとも会津領内にみられた友子の実態からするなら、右の資料は、友子の端初を示すのではなく、友子の活動そのものを示すものとみるべきであろう。

別稿で詳しく論じることになるが、開港以降の世上の不安、物価の騰貴は、生活物資の流通条件の悪い鉱山の労働者に大きな打撃を与えた。幕藩権力と鉱山経営当局の動揺は著しく、鉱夫等は、それを突いて自立性を強め、攻撃的となった。こうした状況下に、友子は、鉱夫の階級的自覚を促進し、時として生活・労働条件の改善のために

争議を組織することもあったであろう。明治期には、友子による争議もみられたが、徳川末期には、明確な資料によってそのことを証明することはできない。とはいえ、文久二年（一八六二）の荒板沢鉛山における飯場頭を先頭とする飯場一同のストライキ騒動は、友子一統の介入によるものと窺わせるに十分である。[26] ここには、友子の一時的な労働組合化の傾向が読みとれる。[27]

以上、会津領内の友子資料をみてきたが、この地方には、徳川末期に友子が広範に存在していたことを確信させるきわめて強い情況が存在するといいうるのである。

第五に紹介する友子資料は、信州茅野附近にあった妙典舗銀山に係わるものである。泉昌彦『信玄の黄金遺跡と埋蔵金』に意訳して紹介されている『銀山日記』（安政五、六年）は、直接友子の用語を使用していないが、友子の存在する情況を具体的に示している点で、きわめて貴重な資料である。当鉱山は、高島藩の経営になる鉱夫二〇数人の小鉛山であるが、次に注目すべき事項を逐次紹介していこう。

某月某日の日記に「武州中津川より、金助親分百助まかり越し」、近くに「金山」を経営したとの記述がある。この記述は、当山の「飯場」頭であり、請負人である「金助」の「親分百助」が、武州中津鉛山から一〇人の鉱夫を従えて来山し、近くの金山を経営するようになった経緯を記したものである。[28] ここで確認されるのは、金助と百助は親分子分の関係にあり、友子の親分子分関係にあったのではないかということである。

某月某日の日記、「掘工（処―が抜けている。引用者）源吉は、兼て出精相稼ぐので、この上掘工に御取立お召下されたいと金助願い出につき、御寄合にて一同御相談の上、明日郡奉行中へ金助願い出の趣を申し達する」[29]とある。この文面は、不確実であるが、友子の坑夫取立が行なわれていたことを暗示している。

『日記』中の記述で特に注目されるのは、この小鉱山に実に夥しい数の「大工浪人」・渡り鉱夫が、「一宿一飯」[30]

を求めて立寄り、手厚い待遇を受けていることである。一年間に五八人が来山し宿泊している。なかには、病人も少なくなく、秋田出生の大工浪人、亀吉は「脚気にて歩行出来がたく、飯場一同、金助を以って、来月三、四日頃まで留置き願い出を聞届ける」[31]との記述もある。また羽州秋田出生の「大工浪人国松」は、当山で永い逗留の末に恐らくよろけのため死ぬ。

こうした事態は、友子の浪人制度の存在を示しているだけでなく、病人が奉願帳をもって鉱山を廻り、友子仲間から扶助を受ける共済制度の存在を示唆している。

次の記述もまた興味深い。

某月某日の日記には「この者大工浪人国松死去に付き、（墓場）取置きの儀、金助願出の旨へ仰せ越し、両人相談いたし候ところ職人共より、木船新田の役人へ相頼み、これまで職人共の取置く墓所へ、取なしおく方法これある旨申し談し、その段、郡奉行中へ申達し候ところ、達し通り、取計らい候いや申聞かせ候、旦又、職人共の儀、職法もこれあり候間、右等のところ金助へ御尋ね御取はかりこれあり候」[32]（傍点引用者）。

右の記述は、「かねて逗留を願い上げて、飯場へとめおいた羽州秋田の出生、大工浪人国松は、病体よろしからずつ」いに死亡した折鉱夫らが「職法」に従って、二一人中一六人も休みを願い出で鉱夫仲間で葬式を行ない、特別の計いを申し出て鉱山関係の墓場に彼を葬った[33]ことを意味する。ここでいう「職法」による浪人鉱夫の埋葬は、明らかに明治期の友子にみられる親方鉱夫の死に際し子分鉱夫が墓をたてるという仏参慣習のことを指していると思われる。

以上のように安政期の信州妙典舗鉱山にも、友子の存在していたかなり明確な形跡が確認される。

第六に紹介にしたい友子資料は、石川博資『日本産金史』が引用した『鉱夫雑談』なる鉱山文書中における友子

についての記述である。『鉱夫雑談』は、記述年代も不詳であったが、最近鉱山史研究家の吉城文雄氏によって、文政八年（一八二五）のものと指摘[34]されている。本書は記述内容からみて、東北鉱山にふれた文書と思われるが、まだ元本が見つからず幻の文書であり、記述内容に対して疑義も指摘されているが、この点を念頭に入れた上でみることにしよう。この資料は友子に関して次の如く記述している。

「今の鉱夫たるものは骨肉を労せずして人の上に立たん事を願ひ、鑽を握らずして精鉱を得ん事を旨として子分弟分といへる党を結ばん事のみを誉れとし、剰へ妻子を扱る事繁きが故に啻に義を見ずして利を貪らんとする輩あり、知らずや五十三ヶ条の中に

山師は勿論、金掘師は師弟という事あるべからず、唯舗内にて出精たるべし

五十三ヶ条は鉱夫の法文壁書なれば、恐れて御例書に基き業を精して世人を謀る事勿れ、その理を誤るものは偽山を構へて人をたばかり党を結んで村里を悩まし、一旦は欺き得る事あると雖も、山神之を警しむる事ありて後には業を破壊し、甚しきに至ては一生を誤る事あるべし」「退て考えるに妻子を携ふる事は皆鉱夫の恥る処なり、然れとも妻子なき者は老て其寄るべき門なく、病で其養ふべき所なし、人として壮歳幾千か保つべき、はた孤独は仁慈の捨かたさ一端なり、壮にして教を受る処なきときは老て道路に死し而して世に災を残す事あり、此ニ於て随親といえるを敬して業を導かし理非を判せられ弟子分といふを憑んて老衰を助けられ、疾病の身のよるべとするは復廃し難き事にあらずや、故に初老以上にあらざれば、其子分となる事を恥とす、扨て業を導かれながら師といはず、又弟といはざるは御条目の師弟の戒を恐れてなるべし、他人を以て子として、妻子を持たざる事、亦御条目を守りてなり、物二つながら全き事を得ざるときは重きに随ふて軽きを措く事は常なり、之を知りて道を守り公政に従ふ時は可なり、利を得て党を結んとする時不可なり、今や年令我と

比肩する者をも一時の剛強を頼んで少壮を論せず、之が党に似せ、又親分子分の誓をなしながら妻を扶持する者は此に論ず可からず」[35]

右の記述は、かつて松島静雄氏の友子研究において、徳川期の友子の存在を示す貴重な資料として引用されたもの[36]である。われわれもまた、右の資料は、次の諸点において、明確に友子の存在を証左しているものと考える。

第一に、この資料は、「親分子分」関係を基にした「党」＝組織の存在を指摘している。第二に、資料は、この「親分子分」関係が、「随親といえるを敬して業を導かし」といっているように、鉱山技能の伝習を目的としたものであることを示している。第三に、「弟子分といふを憑(たの)んで老衰を助けられ、疾病の身のよるべとする」といっていることは、この「党」が、親分子分関係を基にした共済機能特に、老人や病人を救済する相互扶助機能を保持していたことを示している。

このほか、この集団が山例五十三ヶ条を信条とし、妻子を持つ事を恥じたりすることや、「党を結んで村里を悩まし」、集団が労働条件の改善のために画策したりすることを示唆しているのは大変興味深い。

いずれにしろ、右の記述は、友子の存在を証明しているだけでなく、徳川時代の友子が、親方制をもとにした労働力の技能養成、共済活動を行なっていることをはっきりと示している点できわめて重要な資料であるといいうるであろう。

このほか、徳川時代の友子の存在を直接示唆する資料は、二、三存在する。その一つは、松島静雄氏の『友子の社会学的考察』の中で紹介されている諸事実である。松島氏は、明治三六年の小坂鉱山の友子山中記録には、「文久二年、万延六年、安政三年等の友子出生者の仏参執行に関する記事が散見されたり」、大正四年古河好間炭鉱で没した高木老人は「文久三年の友子出生者で、当時より伝えられた尺二、三寸の枇杷の木製十手、ならびにガス糸

の捕縄を片時もはなさず携行して自慢の種」としていた話を紹介[37]している。これらの事実は、幕末に、東北の諸鉱山で、友子の取立が行なわれていた事実を示すものである。

また『細倉鉱山史』は、細倉鉱山の墓石に「嘉永四年亥年、夏木明吟信士、秋田藤松行年四十九、秋田又五郎建之」、「文久三亥年四月二日、即光軒雄禅清居士、勇三郎　行年四十四、仙台大助、秋田出生留吉建之」と記されていると述[38]べている。右の事実は、友子にみられる仏参の制度を示すもので、子分又は兄弟分は、親分、兄弟分が死亡した際には、彼らの墓石を建てた友子慣習の存在を示している。これらのことは、細倉鉱山において、幕末に友子が存在したことを確実に示している。

以上、きわめて限られた断片的資料[39]を紹介してきたが、これらの事実によって、われわれは、明治期以降のいわゆる近代友子が、すでに一九世紀前半期に広範に存在していたことを確認することができた。

第6表は、資料の要点を表示したものである。ここでこれまでの論旨を要約してみると、第一に友子関連資料は、東北地方の尾去沢、小坂、真、細倉、餅井戸、鱒沢、熊沢の諸鉱山に加え、備中の吹屋（吉岡）銅山、飛騨の和佐保、長棟の両鉱山、信州の妙典舗鉱山と全国各地に存在し、友子がきわめて広範な地域に存在していたことを示している、ということである。このことは、徳川期の全国的鉱山労働市場を背景に、一地方に形成された友子が、全国的に普及していたことを意味している。

第二に、時期的にみると、一八世紀末から一九世紀初めの資料は、備中吹屋銅山、尾去沢鉱山、『鉱夫雑談』の東北鉱山に係わるものに限られ、著しく少ないが、広域にまたがって存在しており、すでに友子が全国的に存在していたことを示唆している。一九世紀中葉になると、資料は多くなり、幕末には、友子が相当普及していたことを確実に示している。従って、われわれは、友子は、徳川時代には成立をみていなかったとか、たかだか最幕末の一

地方に萌芽的にのみ成立したと主張する佐々木氏らの見解は、全く不当であると主張せざるをえない。

第三に、徳川時代の友子資料の不足は、鉱夫たちが無筆で資料を残さなかったというだけでなく、飛騨の鹿間鉱山の友子資料が如実に示しているように、友子の存在が非公然、非合法であったためであり、友子の存在が稀薄であったからではないと考える。従って鉱山史、地方史、友子などの研究者の研究によって、今後幾分とも徳川期友子の資料は発見されていくことが予想される。

第四に、友子の活動の内容についてみると、資料的には極めてまだ限定されている。親分子分の関係は、『鉱夫雑談』が指摘しているように、「業を導かし」めるものであり、技能養成のための徒弟制度であり、友子社会の規律を修得させるための制度であることは、間違いのないところである。しかし、資料においては、明治以降の友子の中心機能の一つである共済制度は、十分には実証されなかった。特に、病人等に対

第6表　徳川期友子資料の要点

| | | 友子名称 | 年代 | 取立 | 親分子分 | 交際飯場 | 浪人交際 | 共済 | 仏参 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 南部尾去沢鉱山 | ①川口文書 | ○ | 1832 | | | | | | |
| | ②阿部日記 | ○ | 1869 | | | ○ | ○ | | |
| 備中吹屋銅山 | ③大塚文書 | | 1780～1810 | △ | △ | △ | △ | | |
| | ④友子会員木札 | | 1810・1872 | △ | ○ | | | | |
| 飛騨諸鉱山 | ⑤和佐保取立面附 | | 1859 | ○ | ○ | △ | ○ | | |
| | ⑥鹿間鉱夫取立面附 | ○ | 1869 | ○ | ○ | △ | ○ | | |
| | ⑦神岡鉱夫取日記 | | 1877 | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | |
| 会津諸鉱山 | ③山師公事一件 | ○ | 幕末 | ○ | ○ | △ | | | |
| | ⑨鱒沢鉱山文書 | | 1862 | | | △ | ○ | △ | |
| | ⑩熊沢〃 | | 1864 | | | △ | ○ | △ | |
| 信州妙典舗鉱山 | ⑪銀山日記 | | 1858 | △ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 東北鉱山 | ⑫鉱夫雑談 | | 1825 | △ | ○ | △ | | ○ | |
| 小坂鉱山 | ⑬松島論文 | | 1862～ | ○ | | | | | |
| 細倉鉱山 | ⑭墓石 | | 1851・1863 | | | | | | ○ |

注　○は明示的資料
　　△は示唆的資料

する扶助救済は、鉱山経営当局によって試みられた例も少なくなく、それ故、徳川期の友子は、共済制度をもたなかったかわずかしか持たなかったと見るむきもある。しかし、『鉱夫雑談』が明瞭に指摘し、会津の諸鉱山にみられる浪人交際の負担が示しているように、また明治初期の神岡鉱山の資料が示唆しているように、共済制度の存在していたことを否定することはできないように思われる。

浪人交際制度は、広範に実証されている。友子の組織、就中山中箱元に関する資料は皆無であったが、飯場あるいは判番の存在は、友子交際飯場を示唆しており、取立の行われたことを前提にすれば一山友子組織の存在は明確に確認されたといえよう。

第五に、われわれは、明治前半期の友子の全国的普及が、以上のような徳川期における友子の全国的な形成を前提してはじめて可能になったと、理解することができると考える。明治前半期における友子の全国的普及は、決して友子が最幕末の一鉱山に萌芽的に形成されたというような主張によっては理解しがたい。例えば、生野鉱山では、明治六年に友子が成立したという伝承[40]が存在する。最幕末の東北の一鉱山に発生した友子が、遠く離れた但馬の山奥の鉱山に伝播するのには相当時間が必要であろうから、生野鉱山に明治六年に友子が成立したという説は、友子最幕末一鉱山発生説によっては到底、説明できないことになる。また北海道の炭鉱開発に際して、すでに明治二〇年代初頭に友子が移入された[41]ことも、東北地方において相当古くから友子が普及していなかったとしたら、考えられないことである。

以上不十分ながら、友子は、資料的には明治以降顕在化するとはいえ、徳川後期、一八世紀末から一九世紀初めにかけてすでに成立し、一九世紀前半期には、全国的に普及していたのではないかと主張しうるのではないだろうか。尚、小論を終えるにあたって、読者諸氏に徳川期友子資料についての御教示をお願いしておきたい。

(1) 詳しくは前掲『尾去沢・白根鉱山史』を参照。
(2) 秋田県教育委員会『民族資料緊急調査報告』の「秋田県の民俗」を参照。
(3) 鹿角市教育委員会『尾去沢鉱山関係文書—川口家文書から—』全三冊。
(4) 同『文書』第一集、一〇六頁。
尚、本資料の文脈に若干疑念を感じたので、文書解読者の安村二郎氏に問い合せたところ、元文のコピーをお送りいただき、解読の正確さを確認したことを附記しておく。
(5) 秋田県編『秋田県史』資料編、近世編下、四四七頁。
(6) 前掲『尾去沢・白根鉱山史』、二六八頁。
(7) 前掲岩波講座『日本史』11、二四四—五頁。
(8) 前掲『歴史公論』No. 56, 八五頁。
(9) 吹屋銅山の概要については、長尾隆『ふきやの話』(一九七六年、私家版)中の吉岡銅山史を参照。
(10) 長尾隆氏談。一九八一年一二月、初旬。
(11) 成羽郷土史会発行、郷土史料集第七集、片山律朗編『吹屋鉱山集』所収、大河寛「吉岡史話」。
尚本資料を最初に公に紹介したのは左合藤三郎、前掲論文『人と人』第一〇四号、八頁である。
(12) 長尾隆氏談。
(13) 詳しくは前掲『神岡鉱山史』を参照。
(14) 神岡町編『神岡町史』史料編中巻(鉱山関係史料)、一一〇四—七頁。
(15) 同上書、一一〇四頁。
(16) 同上書、四三七頁、四四三頁を参照。
(17) 前掲『神岡鉱山史』、六四二頁。
(18) 同上、六四二頁。
(19) 同上、六四二頁。
(20) 同上、六四〇頁。

(21) 同上、六四〇頁。
(22) 同上、六四〇頁。
(23) 福島県編『福島県史』第一〇巻下、近世資料4、一〇七二頁。
(24) 『福島県史』第一〇巻上、五三〇頁。
(25) 同上、五三一—二頁。
(26) 『福島県史』第〇巻下、一〇七五頁参照。
(27) この点については続稿で論じたい。
(28) 泉昌彦『信玄の黄金遺跡と埋蔵金』、一九七五年、ボナンザ社、三二六頁。
(29) 同上、三四六頁。
(30) 同上、三一三頁、三一六頁。
(31) 同上、三一四頁。
(32) 同上、三〇九頁。
(33) 同上、三〇七—九頁。
(34) 吉城文雄「鉱山災害とその救済」、『歴史公論』、No. 56, 一〇六頁。
(35) 石川博資『日本産金史』、二〇四—七頁。
(36) 前掲『友子同盟の社会学的考察』、一六—七頁。
(37) 同上、一六頁。
(38) 佐藤典正『細倉鉱山史』、一九六四年、細倉鉱業所、二一八頁。
(39) 尚ここでは友子の存在を情況的に証明するような資料の検討は省略した。
(40) 三菱本社『友子団体調査ニ係ル件』、前掲『近代民衆の記録』、三九〇頁を参照。
(41) 北海道開拓記念館『北海道における炭鉱の発展と労働者』、六三頁以下参照。